### 兵庫県市町 DX 人材ネットワーク形成事業 委託仕様書

### 1 委託事業名

兵庫県市町 DX 人材ネットワーク形成事業

#### 2 事業目的

デジタル技術を活用した社会課題の解決に向けて、地域社会 DX の推進に取り組む市町職員が幅広く参加可能なコミュニティを開設するとともに、参加する市町職員を対象としてデジタル技術はじめ幅広い分野に係る知見の提供を通じて、コミュニティ内の意見交換および連携を支援する事で、令和 8 年度に向けた地域社会 DX プロジェクトの優良事例創出を図り、各市町へのデジタルサービス横展開に繋げることを目的とする。

# 3 事業期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

## 4 委託費

4, 499千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

# 5 業務内容

兵庫県(以下「委託者」という。)から本事業を受託した者(以下「受託者」という。) は、事業目的を踏まえ、以下の業務を実施する。

# (1) コミュニティ参加者の推薦

コミュニティ参加者は県内市町に所属し、自ら地域社会 DX の推進に取り組む意欲および熱量を持ち、企画立案を行う立場の職員を想定している。原則として委託者が参加者を募集するが、受託者も自らの知見に基づき、参加者募集に協力すること。

コミュニティの規模としては 30 名程度を想定する。※ワークショップ内容と調整要

### (2) コミュニティの維持運営

コミュニティの運営・管理に加えて、コミュニティ内の交流促進に繋がるよう、モデレーターとして市町職員と積極的に交流すること。

コミュニティが利用するコミュニケーションツールは Slack を予定し、必要なライセンスを提供すること。

# (3) 施策の立案にデジタル技術を活用する研修の提供

地域社会 DX に係る施策立案過程において、その具体化に AI エージェント (OpenAI Deep Research など) など、デジタル技術を活用するノウハウを研修形式で提供すること。

研修は有識者による講演およびハンズオンを含むこと。

有識者は生成 AI などデジタル技術活用に係る書籍を上梓した実績を有し、年間〇回の講演経験を有すること、または左記に相当する実績を有すること。

### (4) 地域社会 DX プロジェクトの創出に向けたワークショップの運営

コミュニティ参加者から地域社会課題を募り、取り組みたい分野等に基づきチーム分けを行うこと。

チーム毎に地域社会課題解決に繋がる改善策の立案に向けたワークショップを開催 し、プロジェクト内容の深化・精査を通じて施策に繋がるよう助言を行うこと。

デジタル技術の実装検討にあたっては、広域連携の観点からサービスの標準化、共同 調達の目線で助言を行うこと。

委託者は、サービスの標準化・共同調達において兵庫県庁内組織との連携が必要な場合の折衝を行う。また、デジタル技術に係るサービス提供事業者との共同調達に係る折衝についても支援する。

ワークショップの参加者は最大15名程度を想定する。

# (5) 施策の企画および推進に必要な対人関係能力の醸成に繋がる研修の提供

施策を企画し、推進するためには行政機関内において他者との間で良好な人間関係を構築し、円滑なコミュニケーションを行う必要がある。そこで、ネゴシエーションスキル、プレゼンテーションスキルの向上に繋がる研修を提供すること。

研修はコミュニティ参加者のマインドセットを成長型に志向出来るよう、自治体業務 に精通した講師により提供されること。

## 6 受託者に期待すること

本取組は令和8年度以降も、地域社会 DX に係る市町職員同士が交流するコミュニティとして、持続させる事を検討している。

自律的かつ持続的なコミュニティとするために、市町職員の参加意欲を刺激するコンセプトや、参加者間が楽しみながら学べるような交流を促進するコンテンツの提供など、創造的かつ効果的な取り組みを企画・立案すること。

また、上記において、県が担うべき役割に関する提言を行うこと。

# 7 アウトプットとアウトカム

本業務におけるアウトプットとアウトカムは以下の通りとする。

(1) アウトプット

- ・デジタル技術を活用した施策立案研修 年間1回の提供
- ・地域社会 DX プロジェクト構想書の提供 ※部数は問わない
- ・地域社会 DX プロジェクトの創出に向けたワークショップ 年間 3 回の提供
- ・地域社会 DX プロジェクトの創出に関する対人研修 年間 2 回の提供

- (2) アウトカム
  - ・コミュニティ参加者による施策立案能力・熱量の向上
  - ・コミュニティ参加者間で相互に意見交換し扶助する関係性の構築
  - ・地域課題 DX に関する立案数の増加

### 8 成果物

前述のアウトプット、アウトカムおよび活動内容を業務報告書として取りまとめ、提出 すること。

#### 9 スケジュール

本業務の取り組みは下記日程を目安に実施すること。

4月 コミュニティ参加者の推薦、コミュニティの開設

5~7月 各種研修の立案・提供

8~9月 地域社会 DX プロジェクトの創出に向けたワークショップの運営

10~12月 施策の事業化を目指したサポートの提供

3月 成果報告書の提出

### 10 支払条件等

委託者は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。

## 11 業務実施上の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書 をもとに、実施する業務の詳細について委託者と協議の上、業務計画書を作成し、委託 者に提出すること。
- (2) 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
- (3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、 遅滞なくその旨を委託者に連絡し、その指示に従うこと。
- (4)本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を 一 括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、 受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。事業の全部又は一部を兵庫県の承諾を 得ずに第三者に再委託することはできない。

- (5) 業務で得られた著作物等の成果物については、委託者に帰属するものであること。
- (6) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して 疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

## 12 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うに当たり、関係する法令を遵守すること。

(2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する条例(平成8年10月9日兵庫県条例第24号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## (3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 暴力団の不当介入における通報等

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 13 成果物納品場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県 企画部 デジタル戦略課 地域 DX 支援班

電話:078-362-9250 電子メール:digital\_s@pref.hyogo.lg.jp